

25 総第 1207 号  
平成 26 年 2 月 17 日

亀岡市議会議長  
木 曾 利 廣 様

亀岡市長 栗 山 正 隆

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告します。

記

報告第 1 号 損害賠償額の決定について

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成26年2月24日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第1号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年1月29日

亀岡市長 栗山正隆

## 損害賠償額の決定について

市は、物品管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成26年1月29日専決

亀岡市長 栗山正隆

### 記

- 1 損害賠償の額 97,635円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 46歳男性
- 3 事故の概要  
平成25年12月16日午後5時30分頃、相手方所有の自動車  
が府道王子並河線を走行中、車道に倒れていた資源ごみ収集容  
器に接触し、車両底部が損傷した。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 97,635円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 46歳男性
- 3 事故の概要

平成25年12月16日午後5時30分頃、相手方所有の自動車が府道王子並河線を走行中、車道に倒れていた資源ごみ収集容器に接触し、車両底部が損傷した。